# 公募等プロポーザル方式による技術又は企画提案書提出者の 参加資格審査委員会設置要領

農 企 第1203号 平成24年8月3日

### (目的)

第1条 沖縄県農林水産部が発注する委託業務について、公募等プロポーザル方式により契約の相手方を決定する場合における技術又は企画提案書提出者の参加資格の有無等の確認を行うため、「公募等プロポーザル方式による技術又は企画提案書提出者の参加資格審査委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (適用範囲)

第2条 農林水産部が公募等プロポーザル方式により発注するすべての委託業務に適用する。但し、本 庁主管課が実施する業務のうち、予算額5百万円未満の業務は、主管課にて審査する。

## (所掌事務)

- 第3条 委員会は、本庁及び出先機関に設置し、次の各号に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 技術又は企画提案書提出者の参加資格要件及び参加資格審査
  - (2) 評価基準
  - (3) 技術又は企画提案書を評価する審査委員の選定
  - (4) 技術又は企画提案書提出者で選定されなかった者へその旨及びその理由を通知後、再度、理由の説明を求められた場合の回答
  - (5) その他委員会において必要があるとみとめる事項

## (組 織)

- 第4条 委員会の組織は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
  - (2) 委員長は、農林水産部長、副委員長は農政企画統括監をもって充てる。
  - (3) 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (4) 委員長は、会務を総理する。
  - (5) 委員長に事故があるとき、又は委員長がやむを得ない理由があると認めたときは、副委員長がその職務を代理する。
  - (6) 前項(5)において、副委員長がその職務を代理することができない場合は、委員長が指名する者 をもって、その職務を代理する。
- 2 出先機関における委員会は、所長又は課長(以下「所長」という)及び所長が別に定める者をもって組織するものとする。

前項第3号を除く同項各号について、これを準用する。この場合、第2号中「農林水産部長」を「所長」と読み替える。ただし、副委員長については、所長が別に定める委員でもって充てる。

# (会 務)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことが出来る。

## (庶 務)

第6条 本庁における委員会の庶務は農林水産総務課が処理する。但し、当該審議議案に係る庶務は、 主管課において処理する。

なお、出先機関における委員会の庶務は、所長が指定した班又は者が処理する。

# (雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

# 附 則

この要領は、平成24年8月3日以降から施行する。

附則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附貝

この要領は、平成25年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月14日から施行する。

## 別 表 1 (第4条関係)

建設コンサルタント業務に おける委員 建設コンサルタント業務以外の 業務における委員

農業振興統括監 農漁村基盤統括監 農林水産総務課長 村づくり計画課長 農地農村整備課長 漁港漁場課長 森林管理課長

当該審議事案に係る主管課長